

# 「とやまの食」販売等緊急支援事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨・目的

県産農林水産物等の生産・販売事業者等の、インターネットを活用した販売拡大、商品開発、感染防止対策等の取組みを支援する「『とやまの食』販売等緊急支援事業」の実施業務について、管理力や実行力のある事業者に委託して実施することにより、事業の円滑化、効率化等を図るため、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定するもの。

## 2 委託者

富山県農林水産部農林水産企画課

## 3 委託業務

### (1) 委託する業務の名称

「とやまの食」販売等緊急支援事業実施業務

### (2) 委託する業務の内容

「とやまの食」販売等緊急支援事業実施業務仕様書のとおり

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（水）まで

### (4) 委託費の上限額

10,000千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この上限額は、委託契約締結時の予定額（予定価格）を示すものではありません。

## 4 委託団体選定方式

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「企画提案者」という。）から提出された企画提案書等及び審査会における企画提案（プレゼンテーション）の内容を審査会で審査し、総合的に最も優れた企画力・技術力有すると認められる者を契約候補者として選定します。

## 5 応募資格

この公募型プロポーザルに応募できるのは、次のいずれの要件も満たす者とします。

(1) 法人その他の団体であること（法人格の有無を問いません。）。

(2) 団体（当該団体が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）

及びその取締役等（団体の役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいいます。以下同じ。）が、次のいずれの者にも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- オ 自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

## 6 プロポーザルへの参加申込方法及び質問の受付について

### (1) 本プロポーザルへの参加申込み方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第2号）」及び「事業者概要（様式第3号）」を、(3)の方法により、令和3年7月14日（水）午後5時（必着）までに提出してください。

参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、(3)の方法により連絡すること。

### (2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第1号）」により、令和3年7月7日（水）午後5時（必着）まで受け付けます。なお、提出いただいた質問への回答は、令和3年7月12日（月）までに、県ホームページに掲載します。

### (3) 申込方法

持参、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により、「11 提出先・問い合わせ先」に提出してください（FAXによる申込みの場合は、必ず電話で到達を確認すること）。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

下記アからウまでの書類を企画提案書として7部（本通1部、写し6部）を提出してください。企画提案書等提出後、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

#### ア 企画提案書（任意様式、A4版・横書き）

- ・別紙「『とやまの食』販売等緊急支援事業実施業務委託仕様書」を参照のうえ提案すること。なお、本事業の目的、趣旨に沿った提案であり、委託額の上限の範囲内であれば、独自企画として実施項目を追加して差し支えありません。
- ・業務の内容、業務スケジュールなどが具体的にわかるものとしてください。

#### イ 経費見積書（任意様式、A4縦・横書き）

本委託業務の実施に伴うすべての経費（独自企画として実施項目を追加した場合は当該項目の実施に係る経費を含む。）を算出し、見積書を提出してください。また、積算の内訳が具体的にわかるように記載することとします。

ウ 業務実施体制報告書（任意様式、A4縦）

- ・ 責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先等を含む）など
- ・ 過去に実施した類似企画の実績

(2) 提出期限

令和3年7月16日（金）午後5時（必着）

(3) 提出場所及び提出方法

提出先 「11 提出先・問い合わせ先」に同じ。

提出方法 持参又は郵送

なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

## 8 審査方法、審査基準等

### (1) 審査方法

ア 契約候補者は、審査員による審査を経て選定します。

イ 審査員の審査に当たっては、応募者からのプレゼンテーションを行います。ただし、応募者が多数であった場合には、書類選考による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションを実施する（プレゼンテーションに参加する者を制限する）場合があります。

ウ 審査員の審査（採点）結果を踏まえ、次の方法により契約候補者を決定します。

(ア) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がある場合

当該企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

(イ) 過半数の審査員が最高点と評価した企画提案がない場合

すべての審査員の得点を合計し、最も高い点数を獲得した企画提案を行った応募者を、契約候補者として選定します。

### (2) プレゼンテーション

プレゼンテーションについては、次のとおり実施します。

なお、プレゼンテーションの参加者に対しては、別途、実施の詳細（実施場所、開始時刻等）をご案内いたします。

ア 日時

令和3年7月21日（水）以降

イ 場所

富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル内会議室

ウ その他

(ア) プレゼンテーションに要する時間は、30分（企画提案者からの説明20分、質疑等10分）を目安とします。

(イ) 応募者からの説明は、7の(1)の資料を基に行うことを原則とし、プロジェクター等の機器を使用しないこととします。

### (3) 審査基準

審査は、別紙「審査基準」により行うこととします。

## 9 その他留意事項

- (1) 応募者は、その能力に応じて実現することが可能な企画について提案してください。
- (2) 提出いただいた書類は、一切返却しません。
- (3) 応募した企画案が採用された場合の著作権及び委託業務の実施により発生する著作権は、すべて実行委員会に属するものとします。
- (4) 公募型プロポーザルへの応募及び企画提案に要するすべての費用は、応募者の負担とします。
- (5) 審査結果については、各応募者に直接お知らせするとともに、次の事項については、富山県ホームページで公表します。
  - ア 選定した契約候補者の名称
  - イ 契約候補者の選定理由
- (6) 応募者は審査結果について、一切、異議の申し立てをすることができないものとします。
- (7) 契約候補者と県とは、別途、協議のうえ、委託契約を締結するものとします（契約候補者と県とは、提案を受けた内容を基に、具体的な内容、条件等を協議し、協議が整った場合に、随意契約により、委託契約を締結するものです。）。

## 10 スケジュール（予定）

(1) 質問書の提出期限	令和3年7月 7日(水)午後5時
(2) 質問への回答	令和3年7月 12日(月)
(3) プロポーザルの参加申込書提出期限	令和3年7月 14日(水)
(5) 企画提案書等の提出期限	令和3年7月 16日(金)午後5時
(6) 審査会（プレゼンテーション）の実施	令和3年7月 21日(水)以降で別途調整
(7) 契約候補者の決定（通知）	令和3年7月下旬
(8) 委託契約書の締結	令和3年7月下旬

## 11 提出先・問い合わせ先

富山県農林水産部農林水産企画課市場戦略推進班 森川

〒930-0004 富山市新桜橋通り5番13号（富山興銀ビル11階）

TEL：076-444-3271

FAX：076-444-4407

E-mail：anorinsuisan@pref.toyama.lg.jp